畑地化促進事業(国の事業)について

令和5年3月 埼玉県農業再生協議会

「畑地化」とは

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から外す取組のことです。地目の変更は不要です。

令和5年度に行う事業については、**要望調査を終了**していますが、今後、事業の再募集があった場合の参考としてください。

1 畑地化支援及び定着促進支援

令和5年度に畑地化を行う場合、今後5年間作付する作物に応じて、下表の 単価で畑地化支援を受けられます。

また、高収益作物・畑作物の定着のため、5年間継続的に定着促進支援を受けられます。

今後5年間作付する作物	畑地化支援 単価	定着促進支援単価
高収益作物(野菜、果樹、花き等)のみ 作付する場合	17.5万円 /10a	2.0(3.0) 万円/10a×5年間 または 10.0(15.0) 万円/10a(一括) ※()内単価は加工・業務用の場合
畑作物(麦、大豆、飼料作物等)のみ または、 高収益作物と畑作物の両方を作付する場合	14.0万円 /10a	2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a(一括)

主な要件

- 原則、畑地化支援と定着促進支援の両方を受けること。
- 申請の前年度に主食用米、戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工 用米、飼料用米、米粉用米)、産地交付金等の交付対象となった作物(新市 場開拓用米、そば、なたね、露地野菜、いちご)が作付されていること。
- 畑地化するほ場がおおむね団地化していること。

2 土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、25万円/10aを上限に土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

注意点

原則、畑地化支援及び定着促進支援と合わせて受ける必要があります。

畑地化のスケジュール (令和5年度の場合)

令和5年2月 畑地化促進事業の要望調査締切

(この間に地権者または耕作者、土地改良区等と十分に調整する)

5月 経営所得安定対策等交付金の交付申請

7月 交付対象水田から外れる。